第7号議案
一般財団法人　福岡工業工友会　定款及び規約の変更（案）

一般財団法人　福岡工業工友会　定款

現　行	変　更
第6章　役員 第20条　この法人に次の役員を置く。 （1）理事　17名以上21名以内 2 理事のうち1名を会長、3名を副会長とする。	第6章　役員 第20条　この法人に次の役員を置く。 （1）理事　17名以上24名以内 2 理事のうち1名を会長、4名を副会長とする。

一般財団法人　福岡工業工友会　規定

現　行	変　更
業務執行理事（副会長）の職務に関する規定 工友会事業の運営にあたっては次の委員会を設け、各委員会にはそれぞれの担当の副会長が総理するものとし、必要に応じて執行状況を理事会へ報告を行うものとする。 1 総務委員会 総務担当副会長を委員長として、以下の業務を行う。 ①規定規約の等の整備業務 ②事務局職員の雇用等に関する業務 ③その他一般財団法人の運営に必要な財務委員会及び広報委員会に関する業務を除く 2 財務委員会 財務担当副会長を委員長として、以下の業務を行う。 ①本会の予算執行等に関する業務 ②前号に関する学校との協議・調整等業務 ③本会の決算報告等に関する業務 ④本会の資産の管理・運営に関する業務 ⑤寄付金及び会費等の徴収に関する業務	工友会事業の運営にあたっては次の部会を設け、各部会にはそれぞれの担当の副会長が総理するものとし、必要に応じて執行状況を理事会へ報告を行うものとする。 1 総務部 総務担当副会長を部長として、以下の業務を行う。 ①規定規約の等の整備業務 ②事務局職員の雇用等に関する業務 ③その他一般財団法人の運営に必要な財務部及び広報部並びに業務部に関する業務を除く 2 財務部 財務担当副会長を部長として、以下の業務を行う。 ①本会の予算執行等に関する業務 ②前号に関する学校との協議・調整等業務 ③本会の決算報告等に関する業務 ④本会の資産の管理・運営に関する業務 ⑤寄付金及び会費等の徴収に関する業務

3 広報委員会
広報担当副会長を委員長として、以下の業務を行う。
①広報誌発行及び広報収入等に関する業務
②本会のホームページの更新に関する業務
③母校生徒の教育、研究成果や文化・スポーツ等の活動状況の情報収集及び広報に関する業務

3 広報部
広報担当副会長を部長として、以下の業務を行う。
①広報誌発行及び広報収入等に関する業務
②本会のホームページの更新に関する業務
③母校生徒の教育、研究成果や文化・スポーツ等の活動状況の情報収集及び広報に関する業務

4 業務部
業務担当副会長を部長として、以下の業務を行う。
①母校の文化・スポーツ等の活動へ協力及び支援に関する業務
②工友会主催のイベントの立案、執行に関する業務
③前①及び②項に関する学校との協議・調整等業務

5 青年部
①本部は部長理事1名理事2名（男性1名、女性1名）を執行部とし、概ね50歳未満の工友会会員で構成する。
②各会を横断した活動を旨とする。